

高浜市まぜこぜの居場所認定について

◎「まぜこぜの居場所」とは

世代や属性を問わず、誰もが気軽に交流できる場所又は活動で、市が認定するものを指します。

◎まぜこぜの居場所の申請

高浜市内の場所又は市内を拠点とする活動であれば、申請していただけます。

◎まぜこぜの居場所の認定要件について

以下の①～④の4つの認定要件のうち、2つ以上を満たすことが条件です。
まぜこぜの居場所づくり実行委員会審査会による審査後、認定されます。



高浜市まぜこぜの居場所
イメージキャラクター
『ボコちゃん』

- ① 地域の住民等とのつながりや交流が生まれること。
- ② 憩いや安らぎを実感できること。
- ③ 健康や元気を与えられること。
- ④ 自らの意思で、目的を持って参加できること。

ただし、以下のⅠ、Ⅱのいずれかに当てはまる場合は、まぜこぜの居場所として認定されません。

- Ⅰ 政治的・宗教的活動またはこれらの活動への勧誘を目的とするもの
- Ⅱ 公序良俗に反するもの

また、以下のⅢ、Ⅳに関しましては、まぜこぜの居場所の運営に当たって十分配慮いただきますよう、お願いをさせていただいております。

- Ⅲ 過度に商業目的を有するもの
- Ⅳ 一般的な感染症対策を講じていないもの

※一度、まぜこぜの居場所として認定されても、まぜこぜの居場所の認定要件①～④を2つ以上満たさなくなった場合やⅠまたはⅡのいずれかに該当することとなった場合は認定を取り消します。

◎まぜこぜの居場所に認定されると

まぜこぜの居場所に認定された場所については、ウェブサイト「まぜこぜの居場所マップ」、高浜市の広報などで積極的に情報をPRしていきます。

ウェブサイトのアドレスはこちら⇒ <https://www.mazekoze-takahama.jp/>



◎まぜこぜの居場所の表示サインについて

まぜこぜの居場所に認定された場所には、まぜこぜの居場所の申請者に「高浜市まぜこぜの居場所認定通知書」および「まぜこぜの居場所認定証」をお渡しします。また、まぜこぜの居場所の表示サインとしてのぼり旗をお渡しします。外から分かる場所に掲出をお願いします。

◎まぜこぜの居場所の認定を受けるまで

1. 申請書類の提出

「私たちの場所はまぜこぜの居場所と呼べるのではないか」「私たちの場所をまぜこぜの居場所にしたい！」など、まぜこぜの居場所の候補地となりそうな場所があれば、まぜこぜの居場所認定申請書(様式第 1)に必要事項を記入し、申請をおこなってください。申請書類は共生推進グループでお渡しします。

共生推進グループへ提出

2. 申請書類の審査

申請された書類は、市民や市職員等で構成された「高浜市まぜこぜの居場所づくり実行委員会」の審査会にて審査されます。

※審査会の開催状況により、申請を受けてから通知まではお時間をいただくことがあります。

審査に合格

3. まぜこぜの居場所認定

審査に合格すると「認定通知書」が発行され、まぜこぜの居場所に認定されます。申請者の方には「認定通知書」とあわせて「認定証」とのぼり旗をお渡しします。のぼり旗は、外部から見える場所に掲出をお願いします。

※まぜこぜの居場所と認定された場所については、ウェブサイト「まぜこぜの居場所マップ」、高浜市の広報などで積極的に情報を PR していきます。

◆高浜市まぜこぜの居場所に関するお問い合わせ◆

高浜市福祉部共生推進グループ（いきいき広場2階）

電話：0566-95-9561 FAX：0566-52-7918

MAIL：kyosei@city.takahama.lg.jp

受付時間：月～金(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分



高浜市まぜこぜの居場所
イメージキャラクター
『ポコちゃん』